

○草加市社会教育委員設置条例

昭和31年8月29日

条例第2号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、草加市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(平11条例27・一部改正)

(定数)

第2条 委員の定数は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

(平11条例27・全改、平20条例29・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。

3 委員に欠員を生じたときは、その補欠として委嘱することができる。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平11条例27・一部改正)

(職務)

第4条 委員は、社会教育法第17条に規定する職務を行う。

(平11条例27・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に規定するものを除くほか、この条例施行に関し必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

(平11条例27・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる規定は、任期満了により施行日以後に委嘱又は任命される委員から適

用する。

(1)から(7)まで 略

(8) 第14条の規定による改正後の草加市社会教育委員設置条例の規定  
附 則(平成20年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。